

○ 労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件

(平成十四年金融庁・厚生労働省告示第四号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第〇条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項の規定の適用については、同項中「規定する者」とあるのは「規定する者（特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号において同じ。）を含む。）次条第二項において同じ。」と、同項第二号中「労働金庫等」とあるのは「労働金庫等（特定承継会社等を含む。次条第二項第二号において同じ。）」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>